

# 経済金融活性化特別地区の概要

## 目指す姿

従来の金融特区を抜本的に改組し、沖縄における経済金融の活性化を図るための多様な産業の集積を促進し、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪として、沖縄の経済金融を活性化

## 経済金融活性化特別地区

※赤字は今改正による緩和・拡充措置(旧金融特区比)

- 地区:名護市(H26.4.10指定)
- 対象産業:金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等(別紙参照)

- 優遇措置<①、②、③は選択制>

### ①所得控除制度(40%控除)

- 【条件】  
(1)特区内に本店又は主たる事務所を有する法人  
(2)H26.4.10以後に特区内で設立され、10年以内の法人  
(3)特区内で常時使用する地元従業員が<sub>(10人→)5人以上</sub>

※特区内での雇用が増加するほど税制メリット大

(所得控除額=所得金額×40%×特区内従業員数／全従業員数)

※県知事が対象法人を認定

### ②投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)

※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品: <sub>(1,000万円超→)</sub>100万円超 (建物等は1,000万円超)

### ③特別償却(機械装置・器具備品50%、建物等25%)

※特区内の投資が対象。限度額あり。

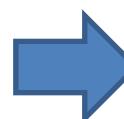
下限取得価額 機械装置・器具備品: 100万円超 (建物等は1,000万円超)

### ④エンジェル税制の導入

県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象。要件を大幅緩和:設立後3年→10年、赤字要件無し 等

### ⑤そのほか、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



#### Point!

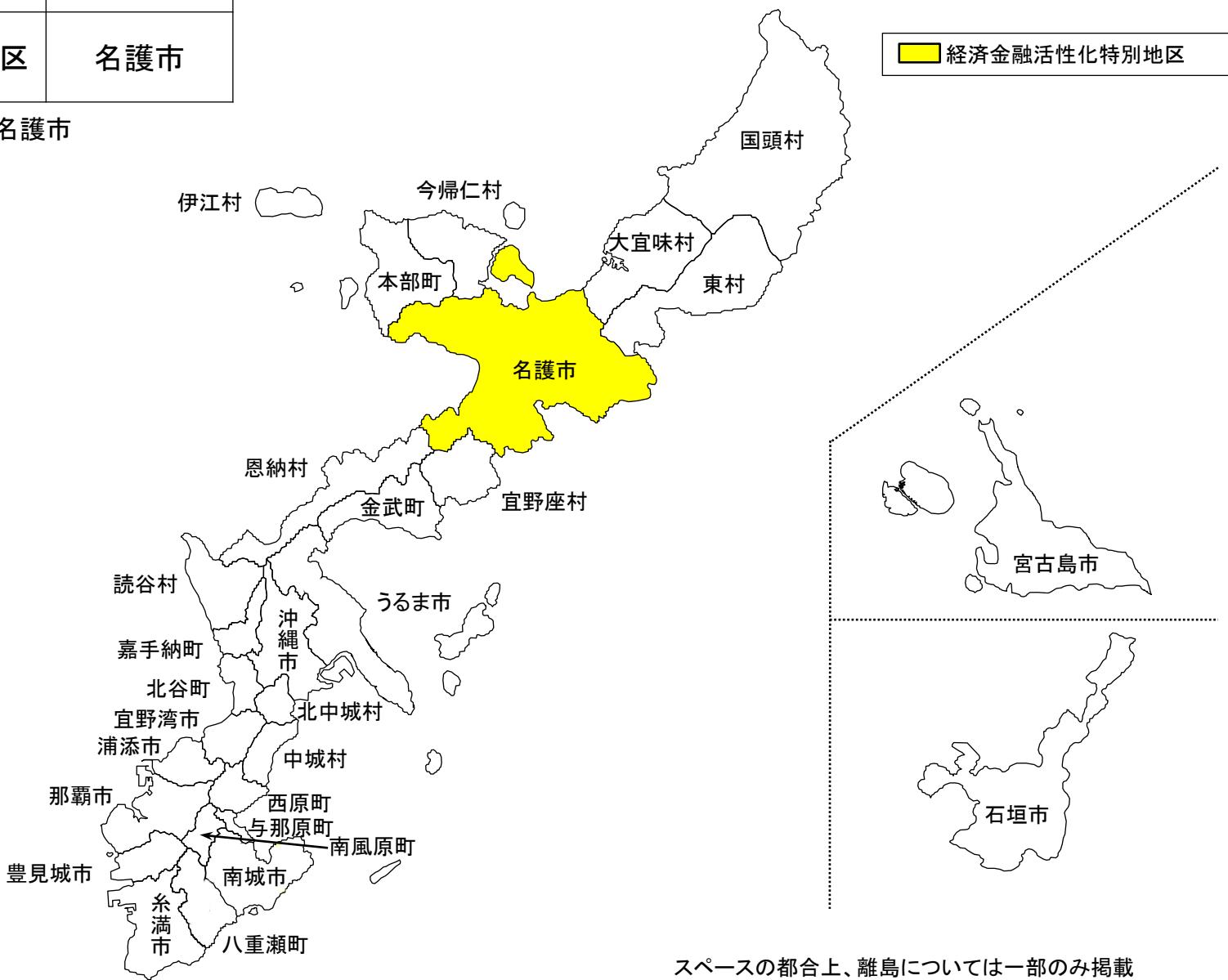
- ★知事が設定し、総理が認定した産業が対象に
- ★区域外業務の制限なし
- ★対象産業以外の活動も可能
- ★常時従業員5人以上



# 経済金融活性化特別地区として指定されている地域

地域	対象地域
経済金融活性化特別地区	名護市

※旧金融特区の対象地域も名護市



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載

# 経済金融活性化特別地区の対象事業

## ① 金融関連産業

- (ア) 銀行業、無尽業、株式会社商工組合中央金庫、  
株式会社日本政策投資銀行の行う事業
- (イ) 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、  
信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、  
労働金庫連合会の事業
- (ウ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、  
漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、  
水産加工業協同組合連合会、  
共済水産業協同組合連合会の行う信用事業・共済事業
- (エ) 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、  
住宅専門金融業又は証券金融業
- (オ) 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- (カ) 信託業又は信託契約代理業
- (キ) 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- (ク) 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業
- (ケ) 金融業に付随する業務を行う事業 ※コールセンター等のBPO業務

## ④ 農業・水産養殖業

- (ア) 農業
- (イ) 水産養殖業

## ② 情報通信関連産業

- (ア) 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業
- (イ) 電気通信業
- (ウ) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- (エ) 放送業(有線放送業を含む。)
- (オ) ソフトウェア業
- (カ) 情報処理・提供サービス業 ※データベースサービス業等
- (キ) インターネット付随サービス業 ※ネットショッピングサイト運営業等
- (ク) 情報通信技術利用事業 ※コールセンター、BPOセンター等

## ③ 観光関連産業

- (ア) 宿泊業
- (イ) 娯楽業(競輪・競馬等の競走場、競技団及びこれらに附帯するサービス業を除く。)

## ⑤ 製造業等

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (ア) 製造業         | (エ) 公認会計士事務所、<br>税理士事務所 |
| (イ) 自然科学研究所     | (オ) 経営コンサルタント           |
| (ウ) 法律事務所、特許事務所 |                         |

※上述の対象事業を営む法人であっても、併せて①風俗営業、②性風俗関連特殊営業、③公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業のいずれかを営んでいる法人は対象外。